

定置用リチウムイオン蓄電システム申請手続のための確認事項

確認項目 (注) チェックできない項目がある場合は申請ができません		確認欄 (チェックしてください)	
交付申請の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムである。		<input type="checkbox"/> はい	
太陽光発電システムと連系している、又は連系する予定である。		<input type="checkbox"/> はい	
未使用品であり、中古品でない。		<input type="checkbox"/> はい	
製造者名（メーカー名）			
型式			
蓄電容量（kWh） ※カタログ値	(ア)	kWh	
対象経費（税 抜） ※値引き後	(イ)	百	十
		万	千
		百	十
		一	
		円	
申請額 [(ア) × 20,000円/kWh] または [(イ) × 1/5] のいずれか少ない額			円

※申請額の上限は、  
200,000円  
【1,000円未満の端  
数は、切り捨てること。】

【交付申請書添付書類】

- 1 対象システムの売買契約書又は設置工事の請負契約書等の写し
- 2 承諾書（対象システムを設置する住宅において、申請者以外に所有者がいる場合又は住宅が申請者の所有するものでない場合）
- 3 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- 4 対象システムの形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- 5 対象システムの設置工事着工前の現況カラー写真及び配置予定図
- 6 交付申請の日前3月以内に発行された市税に滞納がないことが確認できる書類（滞納なしの証明書）※1
- 7 既に太陽光発電システムを導入している場合にあっては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類※2
- 8 手続代行選任届出書（補助金の交付申請を手続代行者に代行させる場合）
- 9 その他市長が必要と認める書類

※1 市税とは…市県民税・固定資産税・軽自動車税全てを総称して、市税といいます。

複数のシステムについて交付申請する場合、6の書類は1部で構いません。

※2 対象システムと同時に太陽光発電システムを導入する場合は、完了報告時に提出してください。